

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年6月25日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	欠席
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也		8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大薮 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

7 番	宮島 直也	9 番	河村 修
-----	-------	-----	------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第 20 号議案から第 26 号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書 1 ページをご覧ください。第 20 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書 2 ページをご覧ください。番号 1 番。申請事由は以前から手伝っていた申請地を引き継ぎ、本格的に耕作及び管理を行うためです。

【議案説明】

 譲受人は現在小牧市に住んでおります。譲受人は本申請地を平成元年 7 月より耕作及び管理の手伝いをしております。今回、申請地を引き継ぎ、耕作及び管理を主体的に行っていくため本申請となりました。

 本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、6 月 18 日に楽田地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、平成元年から申請地の耕作の手伝いを行っていること、申請地では白菜や大根などの露地野菜を育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

 議案書 3 ページをご覧ください。第 21 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

 議案書 4 ページをご覧ください。番号 1 番。こちらは令和 7 年 2 月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。申請事由は駐車場が必要なためで

す。

【議案説明】

申請者は現在岡崎市に住んでおり、本申請地は母から相続によって取得しました。現在は共同住宅の居住者用駐車場として利用しておりますが、登記簿を確認したところ、地目が畑となっていたことが判明しました。申請者は遠方に居住しており、畑のままでの管理が困難であります。共同住宅は4世帯分で、すべて家族層向けであるため、1世帯あたり車2台を想定しており、8台分の駐車場が必要であることから、現状のまま是正を行うため本申請となりました。

本申請地は平成13年ごろから農地法の手続きを行わずに駐車場として使用していたため、土地所有者からその旨の始末者が添付されております。

地図資料の6ページをご覧ください。雨水は申請地北側及び西側道路側溝に放流します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エ-（ア）-b-（b）、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エ-（イ）、許可をすることができる、に該当します。

議案書5ページをご覧ください。第22号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書6ページをご覧ください。番号1番。転用の目的は太陽光発電施設用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は太陽光発電施設用地の開発・設置運営等を営む法人です。岐阜県東濃地方から事業を手がけ始め、現在までに美濃加茂市、各務原市など周辺都市での太陽光発電事業の事業範囲の拡大を行っております。申請地は先程申し上げた市町村と立地的に近く、保守点検が容易であることから、事業拡大のため本申請となりました。

この案件の一体利用地は令和7年2月に農地法第5条の申請が出ており、同月の農業委員会総会で審議していただき、令和7年3月19日で許可が出ております。計画を進めていく中で申請地も必要だということが分かり、本申請となりました。

地図資料の9ページをご覧ください。周囲にはメッシュフェンスを新設し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、申請地の雨水は自然浸透にて処理します。汚水の排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側7番、オ-(ア)-bで、エ-(ア)-b-(a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるもので、第2種農地に該当します。許可基準は右側の34番、オ-(イ)-b、イ-(イ)-c、d、g、hのいずれかに該当する場合があります。本申請は表面右側の10番、イ-(イ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて、番号2番。転用の目的は建築条件付宅地分譲です。

【議案説明】

譲受人は岐阜県可児市で不動産の売買を営む法人です。譲渡人らは高齢や遠方に居住している、農業経験が乏しいなどの理由で耕作管理が出来ず、土地の売却を検討していたところ、犬山市内の都市計画法第34条第11号に該当する区域において

建築条件付宅地分譲敷地を探している譲受人と話がまとまったため、本申請となりました。

地図資料の 1 2 ページをご覧ください。周辺には、コンクリートブロック積み擁壁を設け、土砂の流出を防ぎます。雨水は新設道路側溝を經由して北側道路側溝へ放流します。汚水、生活雑排水は浄化槽を設置し、浄化水は新設道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 1 2 番、エ- (7)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エ-(イ)、許可をすることができる、に該当します。

議案書の 7 ページをご覧ください。番号 3 番。転用の目的は建築条件付宅地分譲です。

【議案説明】

申請事由につきましては、先程説明させていただいた 2 番の案件と同じになるため説明を省略させていただきます。

地図資料の 1 5 ページをご覧ください。周囲には、コンクリートブロック積み擁壁を設け、土砂の流出を防ぎます。雨水は南側道路側溝へ放流します。汚水、生活雑排水は浄化槽を設置し、浄化水は北側及び南側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 1 2 番、エ- (7)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3 6 番、エ-(イ)、許可をすることができる、に該当します。

続いて、番号４番。こちらは令和７年２月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は駐車場が必要なためです。

【議案説明】

借人は包装用資材の製造・販売を営む法人です。借人は事業を行っていく中で駐車場対策が後手に回ってしまい、駐車場を検討していたところ、営業所から徒歩３分と近く、道路幅員、敷地面積も申し分なく、貸人との話もまとまったため、本申請となりました。

本申請地は平成１３年ごろから農地法の手続きを行わずに駐車場として使用していたため、土地所有者からその旨の始末者が添付されております。

地図資料の１８ページをご覧ください。申請地の雨水は敷地浸透にて処理します。污水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側１２番、エ-（ア）-b-(b)、街区に占める宅地の割合が４０％を超えている区域にある農地で、第３種農地に該当します。許可基準は右側の３６番、エ-(イ)、許可をすることができる、に該当します。

続いて議案書の８ページをご覧ください。第２３号議案、買受適格証明願についてです。

議案書の９ページをご覧ください。説明に入る前に補足させていただきます。本申請は、裁判所の競売にかけられている農地を購入するため、農地が取得できることを証明するものになります。競売にかけられている農地を入札するには、農業委員会による買受適格証明が必要です。議案書の説明に戻ります。

競売に参加する理由は営農規模の拡大です。

【議案説明】

申請者は現在、津島市で耕作を行っており、オレンジやさつま芋などを栽培しております。競売で落札できた場合、ブルーベリーやニラ、みつばを主に栽培する予定です。

本申請について、6月18日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。申請者は、申請地でブルーベリーやニラ、みつばなどを育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周辺に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

議案書の10ページをご覧ください。第24号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の11ページをご覧ください。

【議案説明】

本件は、6月18日に事務局と城東地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に木が生い茂っており山林となっております。傾斜地であるため、耕作が困難で農業上の利用が見込めない土地です。また、機械等で農地として再生することは困難な状況のため、非農地であると見込まれます。

続いて議案書の12ページをご覧ください。第25号議案、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見決定についてです。

13ページ、14ページをご覧ください。今月の案件は、4

件です。

整理番号１、２番については城東地区、３、４番については楽田地区になります。

４番については、申請地は、新しい担い手が現在耕作している農地付近にあるため耕作が容易であり、農地の集約化につながります。

続いて議案書の１５ページをご覧ください。第２６号議案、地域計画の変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

【議案説明】

地域計画は令和７年３月３１日に策定されましたが、地域計画内農地の除外転用があることや、新たな担い手の位置付けによる計画の変更が必要になりました。法律により、地域計画の変更の際には、農業委員会を含める関係機関の意見を伺うこととなっており、今回農業委員会の議案として上げさせていただいております。

今回の変更については、楽田地区について、情勢の推移により、農業経営基盤強化促進法第１９条第５項に基づき、地域計画の変更が必要となったためです。

具体的な変更内容は、大きく３つございます。

１つ目が、地域内の農業を担う者の追加です。

新たに２名の方が、地域計画で農業を担うものとして位置付けを行うことになっております。

２つ目が、地域計画区域への編入です。

新たな担い手が地域計画に位置付けを行うこととなるため、地域計画区域内の農地に新たな担い手が所有、耕作している農地を含めるため、計１６筆を新たに地域計画に位置づけるものとなっております。

3 つ目が、地域計画区域からの除外です。

地域計画からの除外をする農地については、先月の農業委員会総会で、除外案件として皆さんに審議していただいた案件の申出地となっております。農地の除外・転用をする際に、地域計画から除外する必要があるため、今回 1 筆を地域計画から除外するための変更となっております。具体的な計画の変更箇所については、参考様式第 5－2 号に記載がございますのでご確認ください。

更新年月日については、現在の予定にはなりますが、変更する予定の年月日が記載させていただいております。

続いて、地域計画における農業の将来のあり方のうち、地域計画の区域の状況についてです。こちらには、楽田地区の地域計画区域内に位置付けられている農地の面積をそれぞれ記載しておりますが、新たに地域計画に位置付ける農地と、地域計画農地から除外する農地の面積を計上し、変更になったため、面積の修正をしております。

続いて農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標についてです。こちらの担い手に対する農用地の集積に関する目標の数値が変更となっております。地域計画に位置付けられている担い手のうち、認定農業者または認定新規就農者が耕作する農地の集積率を表しております。今回、地域計画全体の面積が変更となったため、こちらの集積率もあわせて変更となっております。

続いて、地域外の農業を担う者の一覧についてです。今回、新たに 2 名が農業を担うものとして位置付けられることとなったため、2 名を担い手として、加筆させていただいております。加えて、これまで地域計画に位置付けられていた一筆の農地を地域計画から除外することとなったため、対象の担い手の経営面積が少なくなっております。

変更内容と合算した値を下の合計面積として更新した形となっております。今回の地域計画の除外及び、新たに編入した

農地について反映した目標地図は、次の通りです。

新たに位置付けする担い手については、右側の凡例に新しく追加させていただいております。加えて、凡例の色で2名の耕作地を地図上で色付けさせていただいております。地域計画から除外する土地については、もともと黄緑色で位置付けられていたものを、担い手の位置付けなしとして、地域計画から除外しております。

今回の変更案について、関係機関から意見聴取を行っております。また、楽田地区の今回の変更に伴い、関係する担い手にも確認を行っており、6月18日に楽田地区の農業委員、推進委員と本計画について協議を行っております。今回の地域計画の変更に伴い、周辺の営農等に支障は生じないものと判断をしております。

議案書の説明は以上です。

議長 ただいま事務局から第20号議案から第26号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

議長 最後の地域計画の変更の話ですが、1ページの1番下の方で農地転用のために、地域計画区域から除外すること。これは頻繁に発生する事例なわけですが、今後このような事例が発生するごとに地域計画変更の手続きを取る必要があるのか、それとも、ある程度の決まった頻度で行われるのか、どのようにされますか。

事務局 地域計画の目標地図につきまして、概ね農振農用地内で作成しております。農振除外は年4回ありまして、それに合わせて行うのが基本になっております。

また、地域の認定農業者、農業委員、推進委員に各地区で集

まっただき、農地の集積や集約などについて協議する場を、それぞれの地区で最低年に1回、農振除外がある場合は、年に最大4回、農振除外に応じて行っていく予定です。

日程調整のときには農業委員会の総会や、新規就農者の面談などに合わせて、できるだけ負担が少なくなるような形をとっていきます。

内容によっては、書面で各地区の委員や関係者の方に意見を聞かせていただくなど状況に応じて行います。

議長

他にご質問ありませんか。

他にご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

10分ぐらいということで、14時40分まで地区審議をお願いします。

午前14時30分 地区審議

午前14時40分 開議

議長

それでは総会を再開します。

第20号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、楽田地区お願いします。

河村委員

9番の河村です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第20号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
 続いて、第21号議案、農地法第4条の規定による許可申請
書意見決定について意見の決定を求めます。
 1番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。
 1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました
ので、全委員さんにお諮りします。
 第21号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定
してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
 続いて、第22号議案、農地法第5条の規定による許可申請
書意見決定について意見の決定を求めます。
 1番から3番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。
 1番から3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 4番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。
 4番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました

ので、全委員さんにお諮りします。

第 2 2 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第 2 3 号議案、買受適格証明願について意見の決定を求めます。

1 番について城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 2 3 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第 2 4 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

1 番について、城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 2 4 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第 2 5 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。

1、2 番について、城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。

1、2 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3、4 番について、楽田地区お願いします。

田中委員 1 0 番の田中です。

3、4 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 2 5 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第 2 6 号議案、地域計画の変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

変更案について、楽田地区お願いします。

田中委員 10番の田中です。
変更案について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。
第26号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。
続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 議案書の16ページをご覧ください。第11号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は3件です。
議案書の18ページをご覧ください。第12号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は3件です。

議長 ありがとうございました。
その他何か報告などはよろしいでしょうか。

議長 他に何もありませんので、報告は終了しました。
これで本日予定しました案件は全て終了しました。
これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。